

柔道整復施術療養費支給申請書に係る支払業務について

1. 支払開始時期

平成 23 年 8 月施術分より、愛媛県内保険者分のみの柔道整復施術療養費支給申請書（国保及び後期高齢者）、福祉医療費支給申請書・請求明細書（令和 4 年 4 月受付分から福祉申請書の受付を原則電子とします。）を対象とします。

県外保険者分は、従来どおり県外保険者又は各都道府県国保連合会へ直接ご請求ください。

2. 支払対象申請書及び請求時の注意事項

（1）柔道整復施術療養費支給申請書（国保及び後期高齢者）

- ・ 施術機関コードについては本会にて附番いたしておりますので、「施術機関コード連絡票」及び「柔道整復施術療養費支給申請書の記載方法」を参考に「施術機関コード欄」へご記入ください。

（2）福祉医療費（重心、乳幼児、ひとり親）の医療助成分の請求について

- ・ 県内の市町村国保被保険者及び後期高齢者については、柔道整復施術療養費支給申請書での併記請求が可能です。

「柔道整復施術療養費支給申請書の記載方法」をご参考に柔道整復施術療養費支給申請書の「公費負担者番号欄」「受給者番号欄」「摘要欄」「※欄（公費負担金額）」へご記入ください。

- ・ 社会保険被保険者及び国保組合被保険者については、令和 4 年 4 月受付分から福祉申請書の受付を原則電子とします。

つきましては、関係機関の負担を軽減するために、無償の簡易入力ツール（Excel）を本会 HP に掲載しておりご活用も可能ですので、福祉申請書の電子化にご協力をお願いします。

（3）総括票について

- ・ 厚生労働省受領委任の取扱規程に基づく総括票（Ⅰ）、総括票（Ⅱ）の作成をお願いします。
- ・ 国保と後期高齢者の両方を請求される場合、国保と後期高齢者に分けて別々に総括票の作成をお願いします。

（総括票の様式は、本会 HP から入手できます。）

3. 支払業務の流れ

(1) 支払業務の流れ（例：令和5年4月施術分の場合）

- ・ 令和5年5月受付。
- ・ 令和5年6月末日に指定口座へ支払予定。
（受付月の翌月末日支払）
- ・ 令和5年7月初頃、各施術所へ支払額決定通知書（6月末振込金額）を送付予定。

(2) 過誤について

- ・ 平成23年8月施術分より、愛媛県内保険者分のみの柔道整復施術療養費支給申請書を対象とします。

4. お願い事項

(1) 届出書（振込銀行指定届出）

- ・ 支払業務を開始するにあたり事前に振込先口座情報等の登録作業が必要となりますので、お手数をおかけしますが、「届出書（振込銀行指定）」を本会まで送付してください。
（届出書の様式は、本会 HP から入手できます。）

送付先 〒791-8550 愛媛県松山市高岡町101番地1
愛媛県国民健康保険団体連合会 業務管理課 柔道整復担当
TEL 089-968-8846 FAX 089-968-3800

※なお、「届出書（振込銀行指定）」の施術機関コード欄には、「施術機関コード連絡票」の施術機関コードをご参考のうえ、ご記入ください。

※振込銀行を変更する場合は、再度「届出書（振込銀行指定）」を提出する必要があります。

※施術管理者の変更や施術所所在地の変更がある場合、登録記号番号が変わるため、施術機関コードが新たに附番されることにより、「届出書（振込銀行指定）」を新たに提出する必要があります。